

2025年10月1日

被保険者の皆様へ

マツダ健康保険組合

mailto:mkenpo_family@mazda.co.jp

19 歳以上 23 歳未満（配偶者を除く）の被扶養者に係る認定について

2025 年 9 月発行の マツダ健康保険組合機関紙「やすらぎ No.489」
(<https://mkenpo.mazda.co.jp/pr/>)でご案内いたしましたとおり、健康保険法の改正により、
2025 年 10 月 1 日から、19 歳以上 23 歳未満（配偶者を除く）の被扶養者認定に関する年間
収入要件が以下のように変更されます。

【改正内容の概要】

項目	変更前	変更後（2025 年 10 月 1 日以降）
年間収入要件	130 万円未満	150 万円未満
対象者	59 歳未満の被扶養者	19 歳以上 23 歳未満の親族 （※配偶者除く）

※被保険者の配偶者（事実婚含む）は、引き続き 130 万円未満の基準が適用されます。

【年齢の判定方法】

2025 年 12 月 31 日時点で 19 歳～22 歳が対象。

【その他の認定要件（変更なし）】

被扶養者の年間収入が、被保険者の年間収入の 1/2 未満であること。

以 上